

竜王北中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2）

「いじめ防止対策推進法」平成25年より

上記に記されている「いじめ」に対する定義を全職員で共通理解を図る。「いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識を持ち、いじめ防止に向けて、校長のリーダーシップのもと、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校全体で迅速に組織的に対応するために、以下に挙げるいじめ防止のための基本姿勢を全職員が持ち、歩調を合わせて対応していく。

- ①いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②いじめは、人間として許されない行為であり、いじめられる側に問題があるという見方をせず、いじめの解決に全力を尽くす。
- ③生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいので、いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該生徒の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤いじめ問題を解決するにあたっては、学校・家庭・地域、関係機関と連携をとる。

2 いじめ対策の組織

【生徒指導情報交換会】

いじめを早期発見するため、また、全職員で指導にあたることから、生徒に関する情報を共有するため設置する。全職員参加の職員会議や校内研究会の後に、おおよそ月1回程度の割合で開催し、いろいろな立場から見た生徒の様子を伝え生徒の変化から早期発見につなげていく。

【いじめ防止対策委員会】(生徒指導部会)

いじめ防止対策に関して、取り組み方や内容が適切かどうかを判断し、認知されたいじめの解決に向けて効果的な方策を検討するために設置する。そのために以下のようないいじめ解決に向けて方策を協議していく。会議は毎週実施し、また必要に応じて開催していく。

◆校内委員《校長 教頭 生徒指導主事 不登校担当 養護教諭 学年生徒指導》

【緊急対応会議】

重大事態発生時に、いじめ行為の事実関係を調査し可能な限り網羅的に明確にすることを目的とした組織である。学校設置者の指導・助言のもと対応にあたる。

◆校内委員《校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 不登校担当 養護教諭 当該学級担任・学年主任》
◆校外委員《スクールカウンセラー 学校評議員 P T A 役員 関係機関》

3 未然防止の取組

いじめを未然に防止するためには、様々な行事等を通して、生徒一人一人が認められ、互いに思いやれる関係作りに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切にした授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むように努めていく。

(1) 学級経営の充実

- ・生徒が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員として居場所が自覚できる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・日常的に、いじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念を持つていてそれを様々な場面において生徒に示す。
- ・生徒一人一人が自己実現を図れるように、生徒が主役となるような学級づくりに努める。

(2) 授業の充実

- ・一人一人を大切にした楽しい授業やわかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感や成就感を味わわせる。

(3) 道徳・学級活動

- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめを「是認する」「黙認する」ことと同じであることを理解させる。
- ・生徒それぞれの価値観があることを理解させ、他人を尊重することの必要性を理解させる。
- ・いじめを見たら、やめさせたり先生や友だちに知らせたりする正しい判断力を身につけさせる。

(4) 学校行事

- ・全校集会を通じ、校長をはじめ生徒指導主事より生徒全員に心を育む（いじめを防ぐことにつながる）講話をし、人間関係を築くのにより良いあり方を伝えていく。

(5) 生徒会活動

- ・縦割り班活動での異学年交流を充実させる。
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動を充実させる。
- ・生徒会活動の中に、思いやりや感謝の気持ちが育てられる活動を組み入れる。

4 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。早期発見するために、日頃から教職員と生徒との信頼関係構築に努めることはもとより、以下の方法で、生徒たちの様子を把握し、いじめの早期発見につなげていく。

(1) アンケート調査の実施

- ・「学校生活アンケート」にいじめに関する項目を入れて、記名式で学期ごとに年3回実施する。いじめが疑われる回答をした生徒に対しては、担任が詳細を聞き取り実情をつかむ。

(2) 個人ノート、連絡帳の活用

- ・気になる生徒に対しては、個人ノートを使って担任とのコメントのやり取りを行い、生徒の悩みや実態を把握する。また、気になる内容に関して、保護者と連絡を取り情報を収集する。

(3) Q-U検査の実施、活用

- ・検査の結果から、個々の生徒がどのような不満を抱えているかを詳細に分析し、その不満の原因を日々の生活の様子と結びつけて考察して、それを解消する手立てを見出していく。

(4) 個人面談、教育相談の実施

- ・「学校生活アンケート」やQ-U検査を実施した結果をもとに、担任は、気になる生徒と個人面談を実施して実情を聞き取り情報収集にあたる。また、学校配置スクールカウンセラーを活用した教育相談を行い、生徒が担任に話せなかつた情報を収集する。

(5) 日々の観察

- ・「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、誰もが加害者や被害者になりうる。」という認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さないように努める。

(6) 「道徳」教育の充実

- ・「思いやり、感謝」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「生命の尊さ」などの内容項目を、多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えさせることで、「いじめ」を許さない集団を育成する。

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

- ・いじめ問題を発見した際には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心にしてすべての教職員が対

応を協議し、適切な役割分担でいじめ問題の解決にあたる。また、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。指導に際しては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおかず、生徒の社会性の向上等人格の成長に主眼をおいた指導を行う。また、学校内だけで対処しようとするのではなく、保護者や市教育委員会、関係諸機関、専門家と協力して対応にあたる。

(2) いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に複数の教職員で事情を聞いて正確な事実確認をする。それをもって、該当生徒の学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し管理職に報告する。その後、「いじめ防止対策委員会」にはかり指導体制及び指導方針を決定し、すべての教職員と共に理解を図る中、対応する教職員の役割分担を決めていく。また、認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、市教育委員会に相談し、所轄警察署に報告する。さらに、そのいじめが「重大な事態」と判断された場合は、「緊急対応会議」を開催し協議すると同時に、市教育委員会の指示に従って必要な対応をとっていく。

(3) 被害生徒及びその保護者への対応

- ・生徒に対しては、事実確認とともに、生徒のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図り、学校が生徒を守ることや秘密を守ることを伝え、問題が必ず解決できる希望が持てるこことを伝え安心感を持たせる。加えて、自尊感情を高められるよう、自信を持たせる言葉をかけていく。
- ・保護者に対しては、いじめを認知したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し事実関係を直接伝える。そして、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。合わせて、継続して家庭と連携を取りながら解決に向けて取り組むことを伝え、家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してもらえるように協力を依頼する。

(4) 加害生徒への指導及びその保護者への助言

- ・生徒に対しては、いじめた気持ちや状況等について詳しく聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。また、心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。さらに、「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事態の重大さを認識させ、家庭での生徒の変容を図るために今後の関わり方等、具体的な助言をしながら指導を依頼する。

(5) 集団への働きかけ

- ・当事者間の問題だけにするのではなく学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。そのために、すべての教職員が生徒に対して、「いじめは決して許さない。」という毅然とした態度を示す。次いで、生徒がいじめを見つけたときに「はやし立てる」や「見ぬふり」は、いじめの肯定であること。「いじめを訴える」ことは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させていく。

(6) ネットいじめへの働きかけ

- ・学校で情報モラルの指導を行うことは勿論であるが、それには限界がある。生徒のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であることから、生徒の使用に関しては保護者の指導が不可欠である。そのため、保護者と緊密に連携、協力して双方で指導を行っていく。また、保護者が、情報機器を使つたいじめに対する認識を高めるために、PTA総会や教育講演会等の機会を利用した啓発活動を行っていく。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制の確立

- ・いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、情報を共有し合い組織的に対応できるようにする。

(2) 校内研修の充実

- ・校内研究の時間を活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行っていく。

(3) 校務の効率化

- ・生徒と向き合う時間を確保するために、校務を可能な限り簡素化したり分業化したりして、校務の効率化を図っていく。

(4) 学校評価の活用

- ・いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に「いじめに関する取り組み」を加え、適切に本校の取組を評価する。

(5) 地域・家庭との連携

- ・ホームページや諸たよりを通して、学校で行われている様子を地域や家庭に発信して、学校に対して理解と信頼が得られるようにしておく。

7 いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議			(重大事態発生時)	緊急対応会議		
未然防止				生徒指導情報交換会		校内研修
早期発見				Q-U検査 個別懇談 家庭との連携		縦割り活動
				学級づくり・人間関係づくり		
				ステップアップアンケート いじめアンケート		
				日々の観察		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			(重大事態発生時)	緊急対応会議		
未然防止				生徒指導情報交換会		
早期発見			Q-U検査 道徳(生命尊重)			
			学級づくり・人間関係づくり			
			ステップアップアンケート 個別懇談 家庭との連携			
			いじめアンケート			
			日々の観察	ステップアップアンケート		